

平成20年度 京都大学吉田地区ESCO事業  
提案募集要項

平成20年8月

京都大学 施設環境部

# 平成20年度 京都大学吉田地区ESCO事業提案募集要項

## 目 次

1. 募集の趣旨	1
2. 事業概要	1
(1) 事業の名称	
(2) 契約方式	
(3) 事業内容	
(4) 事業場所	
(5) 業務の範囲	
(6) 契約期間等	
3. 応募条件	3
(1) 応募者	
(2) 応募者の役割	
(3) 応募者の資格	
(4) 応募者の制限	
(5) 応募に関する留意事項	
4. ESCO 事業者選定の流れ	5
(1) 応募者	
(2) 応募資格要件の確認及び提案要請	
(3) 最優秀及び優秀提案の選定	
(4) 詳細協議	
(5) 事業者の選定	
(6) 事務局	
5. ESCO 事業スケジュール	5
(1) 日 程	
(2) ESCO 提案募集の手続き	
6. 審査及び審査結果の通知	8
(1) 審 査	
(2) 審査結果の通知及び公表	
(3) 失 格	
(4) 提案募集審査の流れ	
7. 提示条件	10
(1) 省エネルギー率・CO <sub>2</sub> 削減率	
(2) 事業の遂行	
(3) 事業資金計画等	
(4) 設計・施工に関する事項	
(5) ベースライン及び削減保証額の設定	
(6) ESCO サービス料の支払い等	
(7) 運転及び維持管理に関する事項	
(8) 計測・検証に関する事項	
(9) 包括的エネルギー管理計画書の作成	
(10) その他	
8. 事業の実施に関する事項	15
(1) 誠実な業務遂行義務	
(2) ESCO 契約期間中の事業者と本学の関わり	
(3) 本学と事業者との責任分担	

9. 契約に関する事項	15
(1) 契約の手順	
(2) ESCO 契約の概要	
10. 参加表明時提出書類・作成要領	16
(1) 参加表明時の提出書類	
(2) 作成要領	
11. ESCO 提案提出書類・作成要領	17
(1) ESCO 提案時の提出書類	
(2) 作成要領	
12. 配布・閲覧資料	20
(1) 配布・閲覧資料の内容	
(2) 配布要領	
(参考資料)	
「事業者が詳細設計及び工事施工に関して提出する書類」	22

(別添資料)

「平成20年度 京都大学吉田地区 ESCO 事業 提出書類様式集」  
「平成20年度 京都大学吉田地区 ESCO 事業 提案審査要領」  
「平成20年度 京都大学吉田地区 ESCO 事業 予想されるリスクと責任分担」

## 1. 募集の趣旨

京都大学のCO<sub>2</sub>排出量は1990年比93%と大幅に増加しており、地球温暖化防止京都会議（第3回気候変動枠組条約締約国会議、COP3）開催地の大学として、CO<sub>2</sub>を低減するあらゆる取り組みを行うことが急務となりました。これらの状況を踏まえて、平成18年10月にエネルギー・マネジメント委員会の下に「省エネルギー推進ワーキング」を設置し、省エネルギー推進方針を策定するべく検討を重ね、平成19年4月2日に役員会において「京都大学省エネルギー推進方針」が承認され、全学に周知されました。さらに、「エネルギー・温暖化作業部会」を設置し、抜本的な省エネルギー対策を検討し、「京都大学環境賦課金方針」、及び「京都大学環境計画」を平成20年1月21日に制定しました。この中では地球温暖化の防止に向けて、教職員・学生を始め、事業者など本学に係わる者が一体となってエネルギー及びCO<sub>2</sub>の排出量を、原単位においてハードウエア改修で1%、ソフトウエアで1%の合計2%以上削減することを目指しています。

本学では、この目標の実現に向けた環境賦課金による対策の一つとして吉田地区ではギャランティード ESCO (Energy Service Company) 事業などによる施設の省エネルギー化に向けた取り組みを推進し、省エネルギー対策の普及を図っていきたいと考えています。本学では、今年度「原子炉実験所 ESCO 事業」において、初めて ESCO 事業を導入しました。

今回の事業では、吉田地区の対象施設に対して ESCO 事業を導入し、民間のノウハウ、資金、経営能力及び技術的能力を活用することによって、省エネルギー推進による環境負荷の低減並びに光熱水費の効果的な削減を図ることとしています。

本募集の目的は、民間事業者から、優れたノウハウを活かした設計・施工、運転管理指針及び維持管理等に関する一括提案（以下「ESCO 提案」という。）を受けるために公募を行い、本学にとって最も優れていると考えられる ESCO 提案を選定することになります。

今回の事業では、ギャランティード型 ESCO 事業の提案と共に、シェアード型 ESCO 事業の提案も受けることにより、多くの省エネルギーおよびCO<sub>2</sub>の排出量削減を目指すものとします。

なお、最も優れている提案を行った事業者（以下「優先交渉権者」という。）は、本学との間で事業契約の締結に向けて詳細協議を行い、ギャランティード・セイビングス契約（シェアード型 ESCO 事業の提案がある場合にはシェアード・セイビングス契約）の締結に向けて協議し、合意に至った場合に契約事業者（以下「事業者」という。）として本学と事業契約（以下「ESCO 契約」という。）を締結し、本事業を実施するものとします。

また、本提案募集要項の内容は、最終契約の一部となるものとします。

## 2. 事業概要

### （1）事業の名称

「平成20年度 京都大学吉田地区 ESCO 事業」とします。

### （2）契約方式

「ギャランティード・セイビングス契約」（シェアード型 ESCO 事業の提案がある場合には「シェアード・セイビングス契約」とします。

### （3）事業内容

事業者は、本学と結ぶ ESCO 契約に基づき、対象施設全体で省エネルギー率3%以上とCO<sub>2</sub>削減率3%以上を実現させる包括的エネルギー・サービス（以下「ESCO サービス」という。）を本学に提供するものとします。

#### ＜ギャランティード型 ESCO 事業＞

①上限事業費は、100百万円（設計費用、工事費用を含む。消費税を含む）とします。但

し、この費用には、ESCO 設備導入後の ESCO サービス料は含みません。

②平成 21 年度からの ESCO サービス料は、提案内容をベースに協議を行い、契約時点に決定するものとします。

③平成 21 年度からの ESCO サービス期間は、原則として 2 年間で打ち切りとします。但し、期間中に光熱水費削減保証が満たされない場合には、サービス期間終了時にペナルティを課すものとし、内容は契約時点で決定します。

#### ＜シェアード型 ESCO 事業＞ ※提案がある場合

①契約期間は提案によるものとし、最大 15 年とします。

②提案内容は、対象となる部局で承認されなかった場合は、事業化されません。その場合は、提案書の作成等は、ESCO 事業者の負担となります。

#### ＜共通＞

##### ①提供するサービス

事業者は、自らが行った提案を基に設計・施工した省エネルギー改修設備等（以下「ESCO 設備」という。）を導入し、本学と結ぶ ESCO 契約に基づき、契約期間内において、設備の維持管理、エネルギー等の削減量の保証及び省エネルギー効果を把握するための計測・検証等を含むサービスを提供するものとします。

##### ②運転管理

事業者は ESCO 設備及びこの ESCO 設備と関連する既存設備等に関する運転管理指針を示し、事業者及び本学は、善良なる管理者の注意義務をもって、各々の運転管理を行うものとします。

##### ③計測・検証

事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、省エネルギー効果及び本学の利益を保証するものとします。

##### ④契約終了後の ESCO 設備の取り扱い（シェアード・セイビングス契約分のみ）

事業者は、ESCO 契約期間終了 1 年前に ESCO 設備の劣化診断を行い、その状況を本学に報告する。本学は、ESCO 契約期間終了後に、事業者の設置した ESCO 設備の無償譲渡もしくは、撤去を求めるができるものとします。

#### （4）事業場所

##### ＜北部団地＞ 京都市左京区北白川追分町

対象施設：理学研究科 2 号館、R I 総合センター、農学研究科 2 号館、  
プラズマ波動実験棟、初期胚操作動物実験室

##### ＜中央団地（本部構内）＞ 京都市左京区吉田本町

対象施設：工学部電気総合館、工学部物理系校舎、工学部 2 号館東、  
工学部 3 号館南館、総合博物館

#### （5）業務の範囲

事業者が行う業務範囲は、次のとおりとします。

①省エネルギー改修に関する設計、施工、施工監理及びその関連業務

②工事に関連する全ての手続き業務及びその関連業務（但し、補助金申請業務はない）

③ESCO 契約期間内における ESCO 設備の維持管理業務

④ESCO 契約期間内における ESCO 設備及びこの ESCO 設備に関連する既存設備の運転管理指針に基づく助言業務

⑤ESCO 契約期間内における省エネルギー及び CO<sub>2</sub> 排出削減量の計測・検証業務

⑥ESCO 契約期間内におけるエネルギー削減の保証業務

⑦ESCO 契約期間終了前の ESCO 設備劣化診断業務（シェアード型のみ）

⑧ESCO 契約期間終了後に本学からの要求があった場合における ESCO 設備の所有権移転業務（シェアード型のみ）

(6) 契約期間等

下記のスケジュール（予定）で事業を行います。

①優先交渉権者の決定 : 平成20年11月5日（水）

②契約の締結 : 平成20年12月3日（水）

③設計・工事・試運転調整期間 : 契約締結日から平成21年3月31日

但し、本学の事情により工事ができない場合は、この限りではない。

④ESCO サービス開始期日 : 平成21年4月1日

### 3. 応募条件

(1) 応募者

①応募者は、ESCO 事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とします。

②グループで応募する場合は、次の（2）①a. 事業の役割を担う構成員を代表者として1社選定して下さい。

③参加表明時には応募者の構成員全てを明らかにし、各自の役割分担を明確にして下さい。

④応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等にかかる諸手続きを行うこととします。

(2) 応募者の役割

①応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとします。

a. 事業の役割

本学との対応窓口となり、契約等緒手続きを行い、事業遂行の責を負うものとします。

b. 設計役割

設計に関する業務・監理に関する業務を全て実施するものとします。

c. 建設役割

建設に関する業務を全て実施するものとします。

d. その他役割

上記a～c以外の維持管理、金融（シェアード型のみ）などに関する業務を各自実施するものとします。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループの少なくとも1社が要件を満たすものとします。

①応募者は、「10. (1) 参加表明時の提出書類」に示す提出書類により、本 ESCO 提案募集要項の内容を充分に遂行できると認められる者であること。

②応募者は、各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には、保証措置を講じることができる者であること。

③応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。

④事業役割を担う応募者は、経営等の状況が良好であること。

⑤応募者は、ESCO 事業の契約実績（提案を除く）があること。

- ⑥設計役割を担う応募者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条第 2 項に規定する建築物の大規模な修繕若しくは模様替に該当しない建築物の改修に係る設計・監理業務を行う者であるため、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気電子、機械又は衛生工学）若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格者又はこれらに類する資格者が所属する者であること。
- ⑦建設役割を担う応募者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可又はこれに類する許可を受けた者であること。なお建設役割を担う事業者は工事を適切に施工するため、該当する工事の種類ごとに監理技術者資格者証の交付を受けた者を選任すること。
- ⑧建設役割を担う応募者は、本学または文部科学省の「平成 19・20 年度一般競争入札参加資格者名簿」に登録されているものであること。

#### （4）応募者の制限

次に掲げるのは、応募者の構成員となることはできません。

- ① 国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第 4 条及び第 6 条第 1 項の規定に該当する者。
- ② 本募集要項の公示（以下「公示」という。）の日から提案書提出日までの期間に、国立大学法人京都大学から「国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領」又は、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第 345 号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けている者。
- ③ 公示の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用又は入札代理人として使用している者。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申し立てを行っている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てを行わなかった者又は更生手続開始の申し立てを行わなかった者とみなします。
- ⑦ 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- ⑧ 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。

#### （5）応募に関する留意事項

##### ① 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

##### ② 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、原則として提出書類は、返却しません。

また、本学は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

なお、事業者の提出した書類の著作権に関しては、ESCO 契約締結時点で本学に帰属するものとします。

③ 特許権等

ESCO 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料及び維持管理方法などを使用した結果、生じる責任は、事業者が負うものとします。

④ 本学からの提示資料の取り扱い

本学が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。

⑤ 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1 つの提案しか行うことができません。

⑥ 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

⑦ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めません。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本学と協議を行い、本学がこれを認めたときは、この限りではありません。

⑧ 提出書類の変更禁止

いったん提出した書類の変更はできません。

⑨ 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は ESCO 提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は ESCO 提案書を無効とします。

#### 4. ESCO 事業者選定の流れ

(1) 応募者

応募者は、「3. 応募条件」で定める資格要件を満す者とします。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し提案書の提出を文書で要請します。

(3) 最優秀及び優秀提案の選定

有識者及び本学職員で構成する環境・エネルギー管理推進室会議（以下、「審査委員会」という。）により、提案の中から最も適格とされる最優秀提案を 1 件及び順位を付してその他の優秀提案を選定します。

(4) 詳細協議

最優秀提案を出した者は、優先交渉権者となり、本学との間で以降の詳細診断、包括的エネルギー管理計画書（最終提案）の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、詳細協議を進めるものとします。

なお、この際の協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行われるものとします。  
また、優秀提案をした者を次選交渉権者とします。

(5) 事業者の選定

本学は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合には、本学の予定価格の範囲内で ESCO 契約を締結します。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次選交渉権者との協議を行うことが

あります。

#### (6) 事務局

本 ESCO 提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

担当窓口 : 京都大学 施設環境部 施設活用課 エネルギーマネジメントグループ  
住 所 : 〒606-8501 京都市左京区吉田本町  
電 話 : 075-753-2372  
ファックス : 075-753-2352  
電子メール : energy@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

### 5. ESCO 事業スケジュール

#### (1) 日程

ESCO 事業は、次の日程（予定）で行います。

- ① 募集要項の公示・配布 : 平成20年8月13日（水）～9月2日（火）
- ② 募集要項に関する質問受付 : 平成20年8月22日（金）～25日（月）
- ③ 質問回答 : 平成20年8月28日（木）
- ④ 参加表明書及び資格確認書類の受付 : 平成20年8月29日（金）～9月2日（火）
- ⑤ 応募者資格確認結果、提案要請書の通知 : 平成20年9月9日（火）
- ⑥ 現場ウォーカスルー調査 : 平成20年9月11日（木）・12日（金）
- ⑦ 現場ウォーカスルー調査に関する質問の受付 : 平成20年9月18日（木）・19日（金）
- ⑧ 現場ウォーカスルー調査に関する質問の回答 : 平成20年9月26日（金）
- ⑨ 提案書の受付 : 平成20年10月15日（水）～21日（火）
- ⑩ プレゼンテーション及び提案審査 : 平成20年10月30日（木）
- ⑪ 最優秀及び優秀提案の選出、結果通知 : 平成20年11月5日（水）
- ⑫ 契約協議 : 平成20年11月6日（木）～12月2日（火）
- ⑬ ESCO 契約の締結 : 平成20年12月3日（水）
- ⑭ 設計・工事期間 : 契約締結日の翌日～平成21年3月31日（火）
- ⑮ ESCO サービス開始 : 平成21年4月1日（水）～契約期間

#### (2) ESCO 提案募集の手続き

##### ① 募集要項の掲載

募集要項は、京都大学ホームページ（京都大学トップページ>企業の方>入札情報）において掲載します。

##### ② 募集要項に対する質問

本要項に関する質問は、次により行ってください。

###### a. 質問の方法

質問は、1問につき質問書（様式第1号）1枚を使用し、前記の事務局に持参または郵送（郵便書留等の配達の記録が残る方法に限る）で提出してください。また、電子メールに質問書のWordデータを添付し、件名に事業名称と会社名を記入のうえ、energy@mail2.adm.kyoto-u.ac.jpに送信してください。

なお、複数の質問がある場合には、様式をコピーして使用してください。電話、口頭、FAXでは受け付けません。

###### b. 受付期間

平成20年8月22日（金）・25日（月）（必着）

持参の場合の受付時間は、午前9時00分～12時00分 及び 午後1時00分～5時00分とします。

###### c. 質問の回答

質問に対する回答は、下記の日程に事務局で文書（回答書）を配布します。

**イ. 回答書の配布期間**

平成20年8月28日（木）

配布時間は、午前9時00分～12時00分 及び 午後1時00分～5時00分

**ロ. 回答書の配布場所**

京都大学 施設環境部 施設活用課 エネルギーマネジメントグループ

京都市左京区吉田本町

**ハ. その他**

なお、回答書は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

また、口頭・電話・FAXによる個別対応は行いません。

**③ 参加表明書及び資格確認書類の提出**

応募者は、次により参加表明書及び資格確認書類を持参又は郵送（郵便書留等の配達の記録が残る方法に限る）で提出してください。

なお、郵送の場合は、受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は、応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

**a. 受付期間**

平成20年8月29日（金）～9月2日（火）

持参の場合の受付時間は、午前9時00分～12時00分 及び 午後1時00分～5時00分（土曜及び日曜は除く）

**b. 受付場所**

京都大学 施設環境部 施設企画課 予算管理・執行グループ（工事契約担当）

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

電話：075-753-2308

**c. 提出書類**

「10. 参加表明時提出書類・作成要領」によります。

**④ 資格確認結果及び提案要請書通知**

資格確認の結果は、平成20年9月9日（火）に本学から応募者（代表者）に通知します。

また、資格が確認された場合は、併せて提案要請書を送付します。

なお、資格確認の基準日は、平成20年8月13日（水）とします。

**⑤ 現場ウォーカスルー調査**

本学が提案要請を行った応募者を対象に現場ウォーカスルー調査を実施します。

**a. 日時**

現場ウォーカスルー調査：平成20年9月11日（木）・12日（金）

**b. 場所**

対象者の方に別途通知いたします。

**c. 内容**

現地視察及び資料説明

**d. 質問の方法**

質問は、1問につき質問書（様式第1号）1枚を使用し、前記の事務局に持参または郵送（郵便書留等の配達の記録が残る方法に限る）で提出してください。また、電子メールに質問書のWordデータを添付し、件名に事業名称と会社名を記入のうえ、energy@mail2.adm.kyoto-u.ac.jpに送信してください。

なお、複数の質問がある場合には様式をコピーして使用してください。電話、口頭、FAXでは受け付けません。

**e. 質問の受付期間**

現場ウォーカスルー調査に関する質問の受付：平成20年9月18日（木）・19

日（金）

持参の場合の受付時間は、午前9時00分～12時00分 及び 午後1時00分～5時00分

f. 質問の回答

ウォータースルーアクセス調査実施により出された質問に対する回答は、下記の日程に事務局で文書（回答書）を配布します。

イ. 回答書の配布期間

平成20年9月26日（金）

配布時間は、午前9時00分～12時00分 及び 午後1時00分～5時00分

ロ. 回答書の配布場所

京都大学 施設環境部 施設活用課 エネルギーマネジメントグループ

京都市左京区吉田本町

ハ. その他

なお、回答書は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

また、口頭・電話・FAXによる個別対応は行いません。

g. その他

運転管理上の図書類（台帳、その他）の閲覧は、可能ですが、貸し出し及び複写の依頼等は、一切受け付けません。その他詳細については、提案要請書と併せて通知します。

⑥ ESCO 提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は、前記の現場ウォータースルーアクセス調査に参加後、調査結果及び本学が提供する「12. 配布・閲覧資料」に示す資料を基に「11. ESCO 提案提出書類・作成要領」に従い、ESCO 提案提出書類を作成し、持参又は郵送（郵便書留等の配達の記録が残る方法に限る）で提出してください。

なお、郵送の場合は、受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は、応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

a. 受付期間

平成20年10月15日（水）～21日（火）

持参の場合の受付時間は、午前9時00分～12時00分 及び 午後1時00分～5時00分（土曜及び日曜は除く）

b. 受付場所

京都大学 施設環境部 施設活用課 エネルギーマネジメントグループ

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

電話：075-753-2372

c. 提出書類

「11. ESCO 提案提出書類・作成要領」によるものとします。

⑦ プレゼンテーション及び提案審査

ESCO 提案書を提出した応募者にプレゼンテーションを行って頂き、ヒアリングを実施します。

a. 日 時

平成20年10月30日（木）

b. 場 所

対象者の方に別途通知いたします。

c. 内 容

提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング

⑧ 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、10月1日（水）

までに提案書退届（様式第7号）を1部、事務局に持参又は郵送（郵便書留等の配達の記録が残る方法に限る）で提出してください。

## 6. 審査及び審査結果の通知

### （1）審 査

ESCO 提案の審査は、以下の要領で行います。

なお、詳細は、別添の「平成20年度 京都大学吉田地区 ESCO 事業提案審査要領」によります。

審査委員会は、「事業資金計画（シェアード型のみ）」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」及び「運転管理指針」などから、総合的に ESCO 提案書の審査を行います。

- ① 提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、及び順位を付してその他の優秀提案を選定します。
- ② 最優秀提案者を ESCO 事業契約に向けての優先交渉権者とします。  
また、優秀提案者を次選交渉権者とします。

### （2）審査結果の通知及び公表

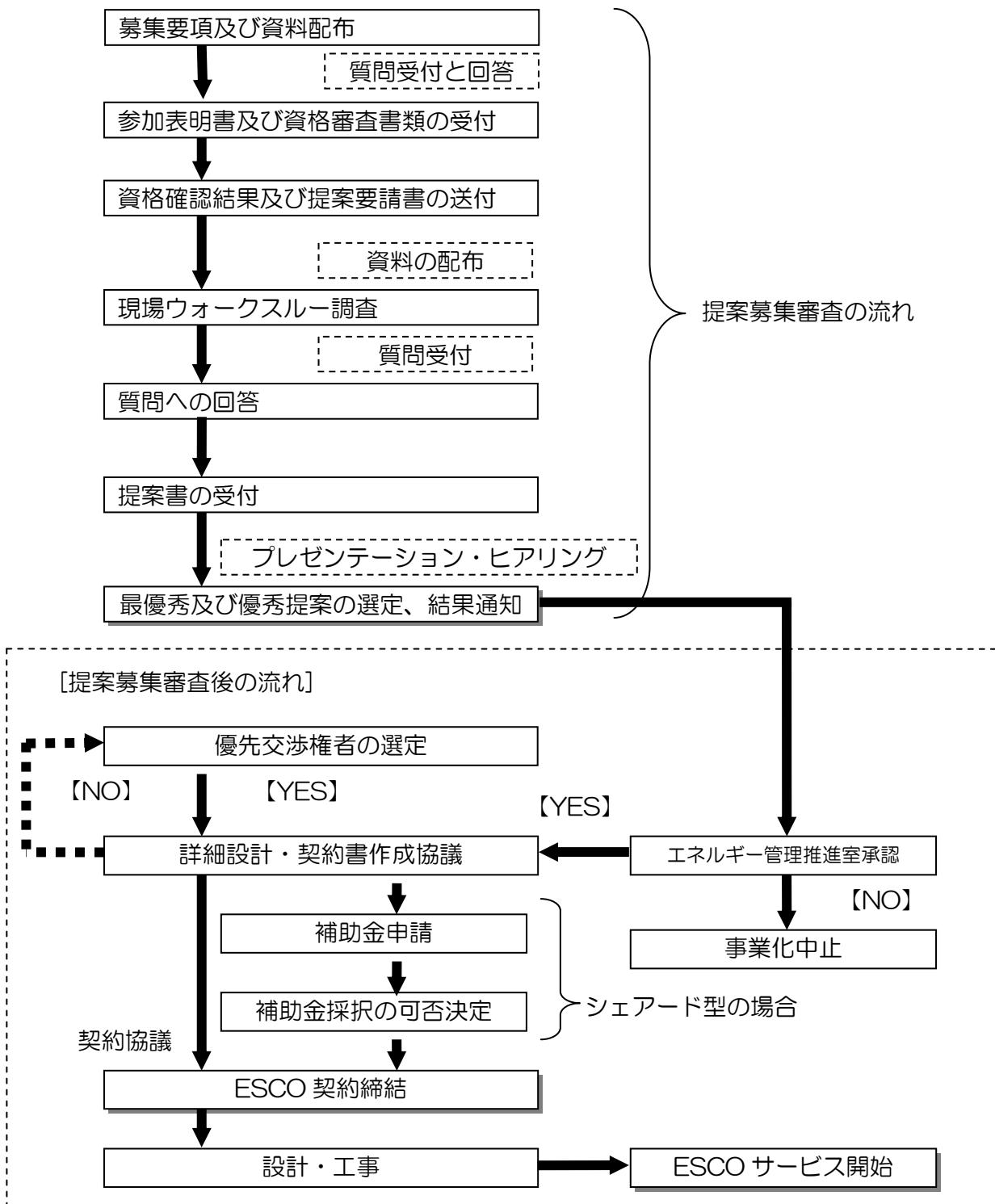
- ① 審査結果は、文書で通知するものとし、電話などでの問い合わせには応じません。
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。
- ③ 審査結果を講評としてまとめ、提案の概要とともに本学のホームページで公表します。

### （3）失 格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 期限までに書類が提出されない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 現場ウォークスルーチェックに不参加であった場合
- ⑤ 「平成20年度 京都大学吉田地区 ESCO 事業提案募集要項」に違反すると認められる場合
- ⑥ 上記評価事項の内、次の重要な項目が満足できないこと。
  - A 提案に基づく工事施工及び運転管理方針が京都大学吉田地区の運営・業務に支障がある場合。
  - B 提案による安全性・信頼性・災害時等の緊急時対応策が明確でない場合。
  - C 工事費用の算出が妥当で無い場合。
  - D 設置場所等を含め、技術提案が明らかに具体性・妥当性を欠く場合。
  - E 応募者の経営状況や資金調達計画（シェアード型の場合）が不良の場合。

#### (4) 提案募集審査の流れ



#### 7. 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESCO 提案提出書類を作成するものとします。

##### (1) 省エネルギー率・CO<sub>2</sub>削減率

対象施設全体で省エネルギー率が3%以上、かつ、CO<sub>2</sub>削減率3%以上であること。

## (2) 事業の遂行

- ①平成 21 年 3 月 31 日までに試運転調整を含む省エネルギー改修工事等を完成させ、平成 21 年 4 月 1 日から ESCO サービスを提供すること。但し、本学の事情により工事ができない場合は、この限りではありません。
- ②「2. 事業概要（5）業務の範囲」に示す業務を行うこと。

## (3) 事業資金計画等（シェアード・セイビングス契約分のみ）

事業者は、提案する省エネルギー改修に要する費用の全額を負担し、本学は、中期目標・中期計画に基づき、本事業に必要な ESCO サービス料を ESCO 契約期間にわたり毎年支払うものとします。

## (4) 設計・施工に関する事項

「12. 配布・閲覧資料」に示される資料を参考に省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修工事費用、光熱水費等削減額及び計測・検証手法を示す ESCO 技術提案書を作成してください。

なお、機器更新後の要求環境レベルについては、更新前の現状を維持するものとします。

既設のガスヒートポンプエアコンを改修する際は、電気式エアコンへの更新（受変電設備等の増強等を含む）を原則とします。

## (5) ベースライン及び削減保証額の設定

### ①ベースラインの設定

- a. 応募者は、本学から提供される平成 17～19 年度のエネルギー消費量（電気、都市ガス、水道）の単純平均値に本学が別途示す単価を用いて算出した金額を各社統一の改修計画の基礎となる応募時ベースラインとしてください。
- b. 優先交渉権者は、詳細診断を基にした包括的エネルギー管理計画書の作成時に、独自の推計方法によりベースラインの設定ができるものとします。その際は、外気温、稼動率、施設の使用方法及びエネルギー単価変化等（以下「ベースライン変動要因」という。）によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件及び計算方法を明示し、本学と合意する必要があります。

### ②光熱水費等削減額、削減予定額並びに削減保証額、最低保証額の設定

- a. 応募者は、技術提案の内容に従い計算方法を明示したうえで、省エネルギー改修後の光熱水費等削減額を算出するものとし、これを「削減予定額」とします。
- b. 応募者は、削減予定額の範囲内で、下限を保証する「削減保証額」を設定します。なお、「削減保証額」は、必ず ESCO サービス料を上回るように設定しなければなりません。
- c. 「削減予定額」から「ESCO サービス料」を減じた額が「本学の利益」とし、「削減保証額」から「ESCO サービス料」を減じた額が「本学の保証利益」とします。

## (6) ESCO サービス料の支払い等

### <ギャランティード型 ESCO 事業>

#### ①ESCO 設備導入の支払

平成 20 年度については ESCO 設備導入の費用（実施設計費を含む）とし、竣工後 1 回払いとします。

#### ②ESCO サービス料支払期間

ESCO サービスは原則として 2 年間で打ち切りとします。但し、期間中に光熱水費削減保証が満たされない場合には、サービス期間終了時にペナルティを課すものとし、内容は契約時点で決定します。

#### ③ESCO サービス料の支払方法

- a. ESCO 契約期間の各年度に亘る均等払いとし、支払い回数と時期については、本学と優先交渉権者との協議によるものとします。
- b. 事業者は、以下に示す条件に基づき、適正に ESCO サービス料を算出して、指定された期日までに本学に請求書を送付するものとします。
- c. 本学は、当該各年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認したうえで、請求を受けた日の属する月の翌月末までに ESCO サービス料を支払います。
- d. 実現する光熱水費等削減額が削減保証額を下回る場合については「当該年度の ESCO サービス料」は、「削減保証額」－「実現した削減額」を「削減保証額不足」分として ESCO サービス料から減額します。
- e. 実現する光熱水費等削減額が、0又は負の値となる場合においては「当該年度の ESCO サービス料」は、支払われません。  
ただし、事業者の申し出を受け、ベースラインの見直しに係る要件に該当することを本学が妥当と判断した場合は、上記の限りではありません。
- f. 支払いは、本学の通常の方法によるものとします。
- g. ESCO サービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、「ESCO事業委託契約書」で定めるものとします。

#### ④ESCO サービス料の総支払額

ESCO サービス料の総支払額は、ESCO 契約期間中の以下に示す費用及び事業者の利益を加えた額とします。

なお、提案から契約までの期間中に、物価等について著しい変動が発生した場合には、本学と事業者が協議のうえ、額を見直すことができるものとします。

- a. 諸費用
  - 1) 計測・検証にかかる費用
  - 2) 新たに導入した ESCO 設備に関する維持管理にかかる費用
  - 3) 効果の保証にかかる費用
  - 4) その他、本 ESCO 事業に伴う経費
- b. 事業者の利益  
応募者の提案によります。

#### ＜シェアード型 ESCO 事業＞ ※提案がある場合

##### ①ESCO サービス料支払期間

優先交渉権者の提案する ESCO 契約期間とします。ただし、最長 15 年とします。

##### ②支払方法

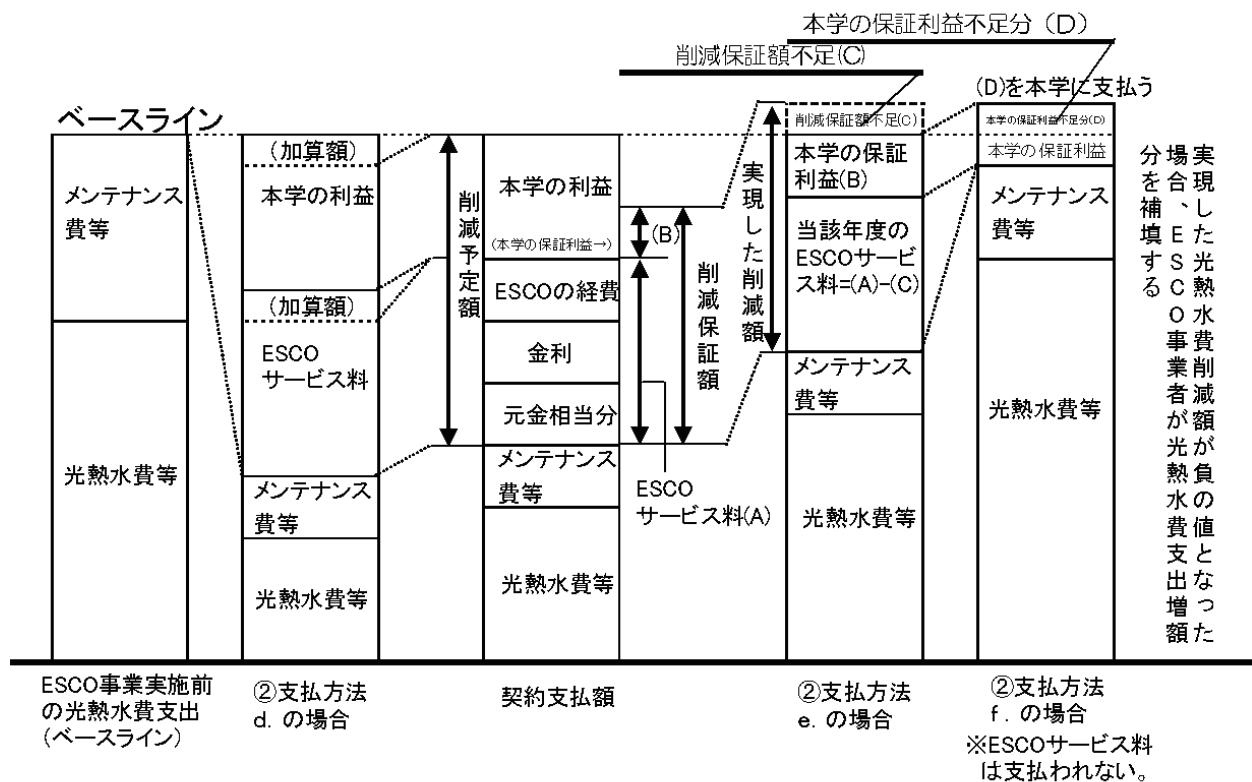
- a. ESCO 契約期間の各年度に亘る均等払いとし、支払い回数と時期については、本学と優先交渉権者との協議によるものとします。
  - b. 事業者は、以下に示す条件に基づき、適正に ESCO サービス料を算出して、指定された期日までに本学に請求書を送付するものとします。
  - c. 本学は、当該各年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認したうえで、請求を受けた日の属する月の翌月末までに ESCO サービス料を支払います。
  - d. 実現する光熱水費等削減額が削減予定額以上となる場合には、実現する光熱水費等削減額から削減予定額を減じた額の 50% を ESCO サービス料に加算します。
  - e. 実現する光熱水費等削減額が削減保証額を下回る場合については「当該年度の ESCO サービス料」は、「削減保証額」－「実現した削減額」を「削減保証額不足」分として ESCO サービス料から減額します。
  - f. 実現する光熱水費等削減額が、0又は負の値となる場合においては「当該年度の ESCO サービス料」は、支払われません。
- なお、事業者は、上記の場合において、「実現した削減額」－「本学の保証利益」

が負の値となった場合は、当該年度に要した光熱水費等+「メンテナンス費等」+「本学の保証利益」から契約で定めたベースラインの額を減じて得た額を本学に支払うものとします。

ただし、事業者の申し出を受け、ベースラインの見直しに係る要件に該当することを本学が妥当と判断した場合は、上記の限りではありません。

g. 支払いは、本学の通常の方法によるものとします。

h. ESCO サービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、「ESCO事業委託契約書」で定めるものとします。



### ESCOサービス料の支払い方法 (シェアード型ESCO事業の場合)

#### ③ESCOサービス料の総支払額

ESCOサービス料の総支払額は、ESCO契約期間中の以下に示す元金相当費用と金利及び事業者の利益を加えた額とします。

なお、提案から契約までの期間中に、物価、金利等について著しい変動が発生した場合には、本学と事業者が協議のうえ、額を見直すことができるものとします。

また、毎年支払われるESCOサービス料は、各年度にわたる均等払いとします。

##### a. 元金相当費用

- 1) 詳細診断、設計を含む包括エネルギー管理計画書作成及びその関連業務にかかる費用
- 2) 省エネルギー改修工事及びその関連業務にかかる費用
- 3) 計測・検証にかかる費用
- 4) 既存設備以外の新たに導入した設備に関する運転管理にかかる費用
- 5) 契約にかかる経費（なお、印紙代は、事業者負担とする。）
- 6) ESCO設備の所有権の移転にかかる費用
- 7) 租税（税種別に示したもの）
- 8) その他、本ESCO事業に伴う経費（必要な調査費用等）

b. 金利の算出方法

- 1) 金利は、応募者の提案によります。
- 2) 固定金利で、商取引上妥当な数字を提案してください。

c. 事業者の利益

応募者の提案によります。

<共通>

①光熱水費等削減保証とベースラインの調整方法

- a. 当該年度の光熱水費等のベースラインが、包括的エネルギー管理計画書に定めるベースライン変動要因にあてはまる場合は、事業者の申し出を受け、当該申し出を本学が妥当と判断した場合にベースラインの調整を行い、改めて本学と事業者の協議のもと、保証基準額を見直すことができます。
- b. ベースライン変動要因に基づいた見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が合理的な根拠を示して資料の作成を行うこととします。なお、ベースラインの調整は、別途計算方法等を示し、本学との協議により承諾を受けなければなりません。

②ESCO サービス料に係る債権の取り扱い

ESCO サービス料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができません。

(7) 運転及び維持管理に関する事項

①運転管理指針について

事業者は、ESCO 設備及びこの ESCO 設備と関連する既存設備の最適な「運転管理指針（案）」を提案し、本学との協議で承諾された「運転管理指針」を作成するものとします。事業者及び本学は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理指針に則り、本学の現管理要員が運転管理を行うものとします。

なお、事業者は、既存設備に関する運転状況を本学の了解の下に必要に応じて調整し、本学の運転管理が運転管理指針と著しく乖離している場合には、本学に対して適切な運転管理の提言を行うことができます。

また、事業者は、より効果的な運転管理について、必要な助言を適宜行うことができます。

②ESCO 設備の維持管理について

事業者は、本学に ESCO 設備の維持管理計画書を提出し、本学の承諾した維持管理計画に基づいて、ESCO 設備の必要な維持管理を、自らの負担で行うものとします。

事業者は、ESCO 設備の維持管理状況については、毎年、本学に報告しなければなりません。

本学は、維持管理が計画どおりでなく、若しくは不十分である時は、事業者に対して必要な措置を命ずる場合があります。

③本学資産の使用許可手続について（シェアード型の場合）

事業者は、ESCO 設備等の設置に伴う資産の使用許可手続を行うものとします。

ただし、使用料の支払いは、免除します。

(8) 計測・検証に関する事項

①事業者は、提案により示した光熱水費等削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を本学に提示し、ESCO 契約期間中において、ESCO 設備の計測・検証を行うものとします。

②事業者は、計測・検証結果を毎年本学に報告をし、本学はそれを確認します。

③計測・検証手法については、事業者からの提案によるが、参考値でもよいので、機器仕様からの類推やスポット計測を行うなどにより、主な提案手法ごとに効果を把握できることが望ましい。

#### (9) 包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細診断終了後、前記の（1）から（8）に示す内容を併せた包括的エネルギー管理計画書（最終提案書）を作成するものとします。

ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離する場合は、次選交渉権者との契約交渉を開始することがあります。

#### (10) その他

この要項に定めることの他、ESCO 提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知します。

### 8. 事業の実施に関する事項

#### (1) 誠実な業務遂行義務

①事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要項、配布資料及び事業契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければなりません。

②業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本学と ESCO 事業者の両者で誠意をもって協議することとします。

#### (2) ESCO 契約期間中の事業者と本学の関わり

ESCO 事業は、事業者の責により遂行され、本学は、ESCO 契約に定められた方法により事業実施状況について、確認を行います。

#### (3) 本学と事業者との責任分担

##### ①基本的考え方

ESCO 提案が達成できることによる損失は、原則として、事業者が負担しなければなりません。

ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができます。

##### ②予想されるリスクと責任分担

本学と事業者の責任分担は、原則として別添の「平成20年度 京都大学吉田地区 ESCO 事業 予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで ESCO 提案を行うものとします。

なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとします。

##### ③事業の継続が困難となった場合における措置

事業の継続が困難となった場合の措置については、ESCO 事業委託契約書において定めるものとします。

### 9. 契約に関する事項

#### (1) 契約の手順

本学と優先交渉権者は、審査委員会において本事業が承認された場合、ESCO 契約締結のための手続きを行います。

#### (2) ESCO 契約の概要

##### ①締結時期

平成20年12月3日（水）（予定）

②契約の概要

募集要項、包括的エネルギー管理計画書に基づき、本学が設定する予定価格の範囲内で随意契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事及び運転・維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証量、支払方法などを定めるものとします。

また、本学と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとします。

## 10. 参加表明時提出書類・作成要領

### （1）参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを2部提出してください。

- ①参加表明書 ..... (様式第2号)
  - ②グループ構成表 ..... (様式第3号)
  - ③印鑑証明書 ..... (受付日前3ヶ月以内に発行されたもの)
  - ④商業登記簿謄本 ..... (受付日前3ヶ月以内に発行されたもの)
  - ⑤納税証明書 ..... (最新決算年度のもの)
  - ⑥財務諸表 ..... (最新決算年度のもの、写し可)
  - ⑦会社概要 ..... (A4 判1部、様式第5号の1～第5号の3)
  - ⑧経営事項審査結果通知書の写し ..... (受付日前1年7ヶ月以内のもの)
  - ⑨ESCO 関連事業実績一覧表 ..... (様式第6号)
  - ⑩特定建設業の許可証明書 ..... (写し可)
  - ⑪各資格者免許証の写し
  - ⑫監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
  - ⑬平成19・20年度一般競争参加資格認定通知書の写し
  - ⑭参考図書交付申込書
- ※③～⑦については、構成員全てが提出してください。

### （2）作成要領

#### ①参加表明書

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出してください。

#### ②グループ構成表

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割（分担名を記載のこと））明確にしてください。

#### ③印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で受付日前3ヶ月以内に発行されたもの。

#### ④商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3ヶ月以内に発行されたものを綴じたもの。

#### ⑤納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税及び法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出してください。

#### ⑥財務諸表

最新決算年度の賃借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しても可とします。

#### ⑦会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

- a. 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（書式自由）
  - b. 企業状況表（様式第5号の1）
  - c. 有資格技術職員内訳表（様式第5号の2）
  - d. 総括責任者及び主任技術者業務実績表（様式第5号の3）
- なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めます。

⑧経営事項審査結果通知書の写し

審査基準日が、受付日前1年7ヶ月以内のもので、申請書の許可番号、代表者名等が経営事項審査時より変更があって異なる場合は、変更後の許可証明書を提出すること。

（写しでも可能。ただし、建設役割を担う応募者のみの提出とする。）

⑨ESCO 関連事業実績一覧表（様式第6号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出してください。

なお、事業実績には、有償の省エネルギー診断を含めることができます。

- a. 事業件名：契約書上の正確な名称を記載すること
- b. 発注者：発注者名を記入すること
- c. 受注形態：単独又はグループの別を記入すること
- d. 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること（単位千円）
- e. 契約年月日：契約締結日を記入すること
- f. 契約期間：契約始期及び終期を記入すること
- g. 施設概要：施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること
- h. 主な契約内容：対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類(ギャランティード・セイビングス又はシェアード・セイビングス)、保証の有無、計測・検証の有無も明記すること

⑩特定建設業の許可証明書

建設業法第3条1項に規定する「特定建設業」又はこれに類する許可証明書を提出してください。なお、写しでも可とします。

⑪各資格者免許証の写し

有資格技術職員の資格者免許証（表・裏）の写しを提出してください。

⑫監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証

建設役割会社における監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証（平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者は不要）の写しを提出してください。

⑬平成19・20年度一般競争参加資格認定通知書の写し

本学又は、文部科学省の平成19・20年度の参加資格認定通知書の写しを提出してください。

⑭参考図書交付申込書

参考図書の有償配布を希望される場合は、参考図書交付申込書を提出してください。

## 11. ESCO 提案提出書類・作成要領

### （1）ESCO 提案時の提出書類

次の提出書類①～⑥に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを15部提出してください。また、ウォークスルー調査にて確認を希望する事項及び調査希望箇所を、質問書（様式第1号）に記載し1部提出してください。

- ①提案書提出届 ..... （様式第8号）

- ②提案総括表 ..... (様式第 13 号の 1~4)  
 ③技術提案書 ..... (様式第 14 号の 1~6)  
 ④事業資金計画書 ..... (様式第 15 号の 1~5)  
     (シェアード提案のある場合)  
 ⑤維持管理等提案書（計測・検証方法提案含む） ..... (様式第 16 号の 1~4)  
 ⑥主要機器等の設置計画図 ..... (様式第 17 号)

## (2) 作成要領

### ①一般的な事項

- a. 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとしてください。なお、原則としてフォントは MSP ゴシック体 11 ポイントで統一してください。
- b. 各提案書類には、ページの下中央に提案書番号（①～⑥）と通し番号を記載してください。（例：③ - 1）また、ページの右下に本学が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載してください。
- c. 各提案書類には、会社名、住所、氏名及びロゴマーク等応募者を特定できる表示は、一切付してはなりません。
- d. 提案書提出届（様式第 8 号）により提出書類の構成を示したうえで各提出書類に ESCO 提案書表紙（様式第 9 号）をそれぞれ付し、A4 縦長ファイルに綴じたもので提出してください。なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込んでください。
- e. 様式第 13 号の 1~2、様式第 14 号の 3~4、様式第 15 の 5、様式第 16 号の 1~3 及び様式第 17 号については、契約（ギャランティード／シェアード）別に記述してください。
- f. 様式第 13 号の 2 については、施設別に記述するとともに、対象施設全体の合計値を記載してください。また、様式第 14 号の 1~2 については、施設ごとに作成してください。その他の様式についても、提案者がそれぞれの棟ごとに提示する必要があると判断したものについては、施設ごと及び合計値について作成してください。
- g. エネルギーに関する換算値  
エネルギーに関する計算においては、下表の換算値で行ってください。

	一次エネルギー換算係数	二酸化炭素排出係数
電力（全電力平均）	9.76 MJ/kWh ※1	0.338kg-CO <sub>2</sub> /kWh ※2
都市ガス（13A）	45MJ/N m <sup>3</sup> ※2	2.29kg-CO <sub>2</sub> /N m <sup>3</sup> ※2

※1. エネルギーの使用の合理化に関する法律

※2. 京都市地球温暖化防止条例

このほか、水道については、m<sup>3</sup>あたり 3kWh の電力削減に相当するとして、エネルギー計算等を行ってください。

### ②提案総括表

#### a. ESCO 契約内容提案書（様式 13 号の 1）

様式の項目に従い、15 年間の利益総額及び資金調達計画（シェアード型のみ）、ESCO 契約期間（シェアード型のみ）、光熱水削減額等について記載してください。

#### b. 改修提案項目一覧（様式第 13 号の 2）

省エネルギー改修項目ごとに一次エネルギー及び二酸化炭素排出の削減効果、年間削減額、工事他投資額及び単純回収年について記載してください。

但し、ギャランティード型については、既設の熱源機器（エアコンを含む）とトランクの更新の提案があった場合は、各年の利益に、当該改修による利益の 2 倍を見込むことができるものとします。例えば、エアコンの改修により年間 30 万円の光熱水費削減が見込める場合は、倍の 60 万円を年間の利益と見ることとします。（提案審

査時のみの措置)

③技術提案書

a. 建物設備概要（様式第 14 号の 1）

様式の項目に従い、提案の前提条件とした建物設備の概要を記入してください。

b. 建物エネルギー診断（様式第 14 号の 2）

様式項目に従い、本学が提供する資料をもとに、提案の前提条件とした建物エネルギー消費状況について記入してください。

c. 技術提案の基本方針（様式第 14 号の 3）

技術提案の基本方針や提案の概要、その他アピールポイントについて、A4 版 1 枚、かつ、1,000 字以内で記載してください。

d. 省エネルギー改修項目等の説明（様式第 14 号の 4）

各省エネルギー改修項目の内容及びシステム説明、エネルギー削減量等に関する技術的根拠について、記載してください。

e. 工事中の対応（様式第 14 号の 5）

工事施工にあたり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び品質管理、工事完了期限、設備引渡しに関する内容について、A4 版 2 枚以内、かつ、2,000 字以内で記載してください。

④事業資金計画書

a. 契約期間中の収支計画書（様式第 15 号の 1・2）

契約期間中及び契約終了後を含めた 2 年間（シェアード型は提案による）における、本学及び事業者を合わせた ESCO 事業全体に関する収支計画を作成してください。

契約終了後については、事業者が引き続き ESCO 設備の維持管理を行うものと想定した費用を計上してください。

また、契約期間終了後の計測・検証費用及び固定資産税については、見込まないものとします。用紙は、A3 版横書きとします。

b. 事業収支計画書（様式第 15 号の 3）（シェアード型のみ）

ESCO 契約期間中の事業収支（事業者分）については、収支計画及び資金計画について記載してください。用紙は A3 版横書きとします。

c. 資金計画書（様式第 15 号の 4）（シェアード型のみ）

資金調達に関する考え方、外部借入の内訳及びその他資金調達手法として検討している事項を記入してください。

d. 工事予定等経費計画書（様式第 15 号の 5）

1) 工事費内訳

基本設計段階として、予定工事費の上限額が把握できるものとしてください。

なお、大型機器等の高額物品及び使用数量が多く、工事費に占める割合が大きいものについては、可能な限り数量と単価を示し、見積金額の妥当性が確認できるものとしてください。

2) 初期投資費用

初期投資として、必要な費用とその算定根拠を示してください。

なお、別途作成する内訳がある場合は、添付してください。

また、初期投資費用の合計額は、様式第 13 号の 1 「提案総括表」における「初期投資費用」の合計額と同一としてください。

e. 契約終了後の対応（様式第 14 号の 6）

ESCO 契約期間終了後の対応及び ESCO 設備の扱いについて、A4 版 1 枚、かつ、1,000 字以内で記載してください。

⑤維持管理等提案書

a. 維持管理計画書（様式第 16 号の 1）

1) 維持管理計画

ESCO 設備の維持管理業務に関する計画内容を記載してください。

また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて A4 版 1 枚、かつ、1,000 字以内で記載してください。

2) 維持管理見積書

毎年要する費用とその算定根拠を示してください。

なお、別途作成する内訳がある場合は、添付してください。

b. 計測・検証計画書（様式第 16 号の 2）

1) 省エネルギー効果の測定・検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証方法を示してください。

2) 計測機器設置見積書

計測・検証に必要な機器類の設置費用とその算定根拠を示してください。

なお、別途作成する内訳がある場合は、添付してください。

3) 計測・検証見積書

毎年要する費用とその算定根拠を示してください。

なお、別途作成する内訳がある場合は、添付してください。

4) その他特記事項

コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、A4 版 1 枚、かつ、1,000 字以内で記載してください。

c. 運転管理方針計画書（様式第 16 号の 3）

1) 運転管理指針

ESCO 設備及びこの ESCO 設備と関連する既存設備に関する適切な運転管理の考え方、事業者と本学の役割について記載してください。

また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて A4 版 1 枚、かつ、1,000 字以内で記載してください。

2) 運転管理費見積書

毎年要する費用とその算定根拠を示してください。

なお、別途作成する内訳がある場合は、添付してください。

d. 緊急時対応提案書（様式第 16 号の 4）

提案の安全性、信頼性、災害を含む緊急時対応方法の考え方について、A4 版 1 枚、かつ、1,000 字以内で記載してください。

⑥主要機器等の設置計画図（様式第 17 号）

提案する ESCO 設備等の設置箇所図を示してください。書式の仕様は、自由とします。

## 12. 配布・閲覧資料

### （1）配布・閲覧資料の内容

提案要請書と併せて応募者に送付される配布資料、閲覧可能な資料は、次のとおりとします。

〈配布資料〉

①施設概要

②平成 17～19 年度の月別光熱水費（電気、都市ガス、水道）及び使用量、単価

③その他詳細データ

〈閲覧可能な資料、または有償で配布する資料〉

④建築参考図

⑤電気参考図

⑥機械参考図

⑦運転管理上の図書類（設備台帳、その他）

参考図書の有償配布を希望される場合は、参加表明時に参考図書交付申込書を提出してください。なお、各種図面について現状と相違する部分がある場合、現状を優先します。

## (2) 配布要領

上記①～⑦の資料は、次の要領で配布・閲覧可能とします。

### ①配布方法

＜配布資料＞

提案要請書とともに送付します。

＜閲覧可能な資料、または有償で配布する資料＞

事務局にて配布・閲覧を行います。

### ②配布・閲覧期間

平成20年9月11日（木）～19日（金）

受付時間は、午前9時00分～12時00分 及び 午後1時00分～5時00分（土曜、日曜及び祝日は除く）

## 参考資料

### 事業者が詳細設計及び工事施工に関して提出する書類

優先交渉権者は、ESCO 契約に先立って詳細設計を行い、包括的エネルギー管理計画書の一部として、以下の書類を本学に提出する。

なお、提出方法等の詳細については、別途定める。

詳細設計にあたっては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（平成19年版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の仕様と同等程度の性能を確保した設計を行うことを原則とし、本学の担当者の承諾を受けなければならない。

また、これらの仕様書に記述のない施工については、本学の担当者が確認することを必要とする。

#### 〈詳細設計時〉

##### a. 設計書類

設計負荷計算書、構造計算書、工事内訳書、官公庁打合せ記録

##### b. 工事内訳書

工事内訳書は、「公共建築工事積算基準」（平成16年版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び「建築設備数量積算基準・同解説」（平成13年版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づいて作成し、又本学の指示に基づいて、積算数量を「営繕積算システム」RIBIC((財)建築コスト管理システム研究所)と同等の書式にてデータ化して提出すること。

##### c. 図面

(i) 空調関係図、

図面リスト、機器明細表、配管系統図、屋外配管図、機械室平面図、断面図、その他必要な図面

(ii) 衛生関係図（衛生関係の提案がある場合のみ提出すること。）

(iii) 電気関係図、（電気関係の提案がある場合のみ提出すること。）

(iv) その他必要な図面

(v) なお、(i)～(iv)の図面の作成にあたっては、改修箇所を明示し、改修工事に必要な仮設図を添付のこと。

#### 〈工事施工時〉

a. 工事施工は、承諾を受けた詳細設計図面に基づいて行い、施工監理にあたっては、本学の工事担当者の指示を受け、施設の運営管理に支障とならないよう留意した施工計画を作成し、本学の承諾を受けて施工しなければならない。

b. ESCO 事業者は、建築基準法若しくは建設業法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うこと。

c. ESCO 事業者は、各工事の「標準仕様書」（平成19年版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び「監理指針」（平成19年版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に準じた適正な施工を行うこと。

d. 本学は、定期的に事業者の工事施工、工事監理の状況の確認を求め、事業者は、この求めに誠実に応じなければならない。

e. ESCO 事業者は、本学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行う。また、工事現場での施工状況の確認を行う。

f. 工事中の安全対策者及び近隣住民との調整等は、事業者において十分に行うこと。

g. 施工管理等は、ISO9000Sに準じた品質管理を行う。

h. 工事完成時には、施工記録を用意して、現場で本学の確認を受けなければならない。

i. その他必要に応じて、各種許認可等の書類を作成し、その写しを本学に提出しなければならない。